Japanese Journal of Applied Psychology
1978, No. 1., 57—62

書　評

犯罪心理学書から

はじめに

編集部から何冊かの本を与えられ，書評をするように言われた。私にとって師を仰ぐ方々や，畏敬おくあたわぬ方達の著・編書を批評するなどということは，とうてい任ではないとお断わりしたが，たっての要請があったので，私なりの感想を述べさせていただくこととした。見当外れのことも多いかと恐れているが，どうかお許しをお願いしたい。

山根清道編　犯罪心理学　新曜社　昭和49年

本書の紹介にはまず編者と各執筆者についてふれなければならないだろう。編者は，戦後，法務省矯正局の要職にあって，我が国の少年鑑別所制度，分類制度の発足，発展に中心的な業績を残され，また，法務総合研究所研究部長ならびに横浜，大阪，東京の少年鑑別所長として，犯罪・非行に関する幅広い研究業績をあげられ，行政的にも大局的な見透しと適確な判断力は高く評価され，就中，その研究や行政に優れた Organizer としての手腕を発揮してこられた方である。私は，そうした方が自ら体験された戦後の我が国の犯罪・非行の動向や刑事政策の変遷をふまえて，独自の犯罪心理学の体系を世に問われるのを期待している者の一人である。本書は，この編者が多くの実務家，研究者を動員し，大学生に対する教科書風に編集されたものであるが，しかし，さすがにそのテーマの選び方や，執筆者の人選には編者らしい視野の広さと問題の突込みの深さが感じられる。すなわち，各章の執筆者は，いずれも警察，裁判所，矯正施設，大学，研究所等におけるそうそうたる専門家であって，それぞれ日頃研究を積まれている課題の中から，個性的に論述をされおり，各章とも独立の論文としても興味深く，それでいて全編を通じて，一つの体系を成している。

3部15章から成り，Ⅰ部は犯罪心理学の基礎理学，Ⅱ部は犯罪の臨床，Ⅲ部は現代社会と犯罪であるが，編者は序章の中で，統一的な見解に従って各章のテーマを配列し，それぞれの位置づけを述べておられるのも読者のために親切である。

全編を通じた印象として，本書が従来の犯罪心理学書に見られがちであった，犯罪者・非行者に対するラベリングないし偏見を，つとめて避けようとしている点が注目された。例えば，犯罪者や非行者に，いう所の共通的な特性がみられるかどうかについて，また，犯罪者・非行者についての所見が実は実際に犯罪なり非行を行った者の中の極めて少数の（わずか数%，特に1%以下の）者についての所見であるにすぎないということ，について注意を喚起している。以下，いくつかの章について，気のついた点を述べたい。

Ⅰ部3章「犯罪者の人格形成」では，執筆者は，「犯罪者人格」といったものの存在が疑問視されると述べ，それなのになぜ犯罪者の人格を研究するのかの理由をこう説明する。「刑法とか刑事責任というものは，社会規範の中でも最も公的なものといわれる。‥‥犯罪というのはパブリックなものにプライベートなものが違背することである。したがって，パブリックなものとの対比の上でプライベートなものを説明すること，いいかえれば犯罪者個人の人格，もっと正確にいえば『人格の社会化過程』を研究する必要性が生れてくる。」そして，このような立場で，人格の社会化の不全な過程について，人格形成をゆがめる社会的要因，家庭的要因，学校・職場・近隣における要因などをとりあげながら説明を進め，最後に，総括的に，「人格形成の解明から犯罪行動を説明する場合に，気をつけなければならないこと」として5項目をあげている。例えば，(1) 犯罪行動は全生活行動のなかのほんの一部でしかない。(2) かれが他の場面でなぜ犯罪を犯さないかを解明し，その要因をとらえなければならない。(3) 犯罪者に固有の人格というものは，否定してかかった方が誤りが少ない。‥‥等である。この立場は犯罪・非行を考える者にとって重要と思われる。「犯罪者の人格形成」研究には常に編者の言われる「科学とヒューマニズムを総合」する人間科学者としての原点に忠実に立っていることが望まれよう。

Ⅰ部4章「犯罪形成場面の心理」は類書の中で本書をきわだたせる重要な一章といえよう。すなわち，犯罪発

生に関する社会学的なアプローチ，犯罪者に関する心理学的アプローチは，何れの類書にもとりあげられているが，従来，この両アプローチを総合するような論述が必ずしも充分には見られなかった。この章は，多種多様に形成された個人の人格が，具体的な社会的場面で，どのように犯罪を起すかを究明しているもので，執筆者は，「主として社会心理学者安倍淳吉の理論にもとづいて」この課題にとりくんでおられる。執筆者は，「犯罪を行う人の価値的自我統制の機制を，社会や文化との同時過程的なかかわりあいのなかで取り上げ‥‥」，「犯罪は加害者―被害者―公的統制機関の三者関係において生ずる，法的統制規準に対する加害者の非適応行動」であるとする。そして，法的統制規準，犯罪準備性が人格内に定着していく機制，場面機制の三側面からこの犯行発生のメカニズムに迫ろうとする。犯罪は，その個人の所属する社会集団の構造と機能，そこに支配的な行動統制規準ならびにその個人が具体的に所属する下位集団の行動統制規準の，二重の統制規準との対応をとおして，法的統制規準に対する不適応を問われる社会行動であるとし，この統制規準の機能の仕方，人格形成過程との両者の類型から，犯行発生類型を考える。その類型とは，類型A―社会化過程非適応型（A１～A２型），類型B―反社会化過程適応型（B１～B３型），類型C―価値規準混濁型（C１～C３型），類型D―価値適応硬直型（D１～D５型）であり，さらに，犯罪準備性の程度や特質に注目して非行深度（１～４）について論述が展開される。

こうした立場は，社会学的及び心理学的アプローチの統合を目指す非行理論として重要な意義をもつものであるだけでなく，犯罪者矯正の理論や技術に対しても深い示唆を与えるものであろう。

Ⅱ部８章「犯罪の人間学的理解」はユニークである。執筆者は「ありふれた犯罪のひとつ，ひとつに，人間としての意味をつかみとらない限り，犯罪への関心は稀薄化し，犯罪はわれわれの生とは別の世界の事象となる。そして逆に，もし平凡な盗みや暴力行為に人間的存在の意味をうけとれるなら，異常な犯罪に対する従来の理解で捨て，顧みられなかった些末事に，新たな照明が与えられる‥‥かもしれない。」と，人生に対する常に透徹した視点をとりつづけておられこの執筆者らしい，犯罪，非行研究に対する真摯な姿勢をうかがわせる。執筆者はいう。「少年が非行を犯すのは，少年自身の意志であるとともに，そのときの社会の意志でもある。少年が非行を犯すような状況に追い込まれたのではなく，むしろ社会そのものの非行が少年を選びとり，同時に少年も非行を可能にする社会を選びとっている。」，「特定の創造的行為を現実にあらわすのは，個人の意志であるとともに，“今”，“ここで”の社会的状況の意志であり，いわば意志を，個人と社会とを包括した歴史の意志とせねばならない。」，「犯罪者も非行少年も，行為者は歴史的責任を自分自身の責任として引き受け，歴史を創り出して行かねばならない。』‥‥。犯罪と市民との関係は，心身の障害と市民との関係とは異なるとし，犯罪の理解の仕方，犯罪者矯正に対する理解の仕方やとりくみ方を，その人の人生観の深い次元でとらえることを要求しているものといえよう。犯罪心理学に関する哲学ともいうべき一章である。

その他，Ⅲ部11章では最近の少年非行の特性について述べておられるが，その中で，特にバンダリズムについて一節を設けてあるのは注目される。もう少し詳しい論述が欲しいと思われたが，少年非行の動向を，歴史的，精神分析的に，深い次元からとらえようとしているのは鋭い着眼と思われた。13章の殺人の時代病理では，生物としてのヒトの「業」としての殺人の動態を，その原始形態から現代型にいたるまで，内外の文学作品や実際の事例などによって通観し，それが，各時代を通して驚くほどの共通性をもっと同時に，文化変容の影響をうけて変遷していることを説明しておられる。末節から引用すれば，「殺人のもっとも古典的な形成は，飢餓状態における食物の獲得であり，それは征服による財物の取得へ発展し，心の奥底の，暗に死と生の本能にむすびついた強姦殺人や快楽殺人がその少しは個性化した形態であるとすると，無償の自己実現と生きがいを求めての殺人が現代タイプの殺人である――といえるかもしれない。」とある。14章の組織犯罪では，特に暴力団についてその成立，組織，分布，構成員の経歴，加入経過，生活，関連犯罪など，豊富な資料を練ってよくまとめておられる。ただ，暴力団加人者はその後，年を経て，30歳台後半から40歳台になる頃，どのような経過をたどるのか。暴力団員である犯罪者にはこの年齢の者が極めて少ないようであるが，それは，犯罪の陰にかくれるのか，暴力団から離脱していくのか，そうしたことにふれてあると，一段と記述が首尾一貫してくると思われた。前後したが，Ⅱ部７章の犯罪の予測では，予測技術の統計的手続きについて例を示しながら概説しておられ，犯罪心理学書であるとともに，予測に関する統計入門書ともなっている。

以上かなりバラエティに富み個性的な記述を集めながら，通読しておのずから犯罪心理学の一つの体系が示されたような気がし，編者の秘かな構想がうかがわれるような感じもした。

遠藤辰雄著　**非行心理学**　朝倉書店　昭和49年

現代心理学シリーズの第8回分として刊行された。著者の論文は極めて多いがその中でも本書は相当の抱負を以てまとめられたものと推察される。著者はその「はじめに」の中で，非行問題へのとりくみを登山にたとえ，「どこからでも登れそうに見える。しかし，ある地点まで登ると，急にけわしくなっており，かなり専門の知識や技術が必要になってくる。専門書や経験を頼りに，この第一の難関をどうやらうまく突破できる。ところが行手には下からは全く見ることのできなかった大きな岩壁がのしかかるように張り出してくる。より深い専門の知識と技術をもったベテランのチーム・ワークがなくではとても登れそうにない‥‥。」と，この登山の困難さを述べたあと，「筆者は‥‥内外の諸先輩の辿ったルートの幾つかを検討しながら，確実に登ることのできる，また，降りることのできる一筋のルート-心理学的なアプローチの確立を試みることにした。」とし，「今までよりは詳しく岩壁を観察することができたと思う。」としておられる。温厚，着実な人柄とお見受けする著者の言葉として，私は，めずらしく意気込みを表明されたものと受取った。かつて，私の上司として本省の要職にあった頃，いつも本を持ち歩き，実に多くの文献を読まれ，丹念に資料を集めておられた姿，そうした日常がその後も変らないことを思い出し，この序文は，著者が長年あたためてこられたもろもろの考えを集大成され，非行論の体系を世に問われたものとの感を抱かざるを得なかった。

構成は，Ⅰ．非行と非行の年，Ⅱ．社会的論理と非行，Ⅲ．発達過程と非行，Ⅳ．非行少年の社会背景，Ⅴ．非行少年の心理的特性，Ⅵ．非行の原因・動機，Ⅶ．非行の経過，Ⅷ．非行少年の類型，Ⅸ．矯正処過の技術，Ⅹ．施設処過，Ⅺ．今後の問題の11章からなる。

この構成からも察せられるように，Ⅰでまず非行の概念について「非行(delinquency, delinquent behavior)」が法律的，社会的用語であって心理学的用語でないと説き起こし，この言葉の持つ内容について，法律的，歴史的に説明したあと，社会的，心理学的意味に及んでいる。Ⅱでは，非行に関する社会学的理論を簡単に紹介し，Ⅲで遺伝や心身の欠陥と非行との関連について述べている。このⅡとⅢは，これに続くⅣとⅤの記述がやや具体的であるのに対する序論的な，ないし文献研究的な部分とも解せられるが，非行に関するいわゆる心理学的アプローチと社会学的アプローチとの統合への試みについて，もう少し詳しくふれて欲しいような気がした。例えば，グレーザーの differential identification や，レックスの self-concept など，いわゆる社会学的アプローチに属する立場の理論の中にみられる心理学的アプローチの意義について言及されるとか，少くとも両アプローチの統合の方向についての著者の考えを示して欲しい気がした。それは，不満を感じたからではなく，この著者になら，このような重要なことについての，いわば「決定的」な示唆を期待してよいと考えているからである。

さて，Ⅳでは非行少年にみられる社会的条件について説明したあと，特に地域社会との関連，社会階層，文化葛藤，さらにユースカルチャー等に論及しており，一方，Ⅴでは非行少年にみられる精神的諸条件について述べている。ⅣとⅤは各方面の資料や研究を縦横に駆使して，いかにも著者の博識ぶりの一端がうかがわれる。しかし，著者が「はじめに」で「非行の年には固有の心理学的な特性があるであろうか？」と，従来のいわば非行の年に対する特別視を批判されるような言葉がみられたわりには，結果的には，逮捕された少年達に共通する特性について多く語ったような感じがのこったのは私の読み方が浅いからであろうか。

Ⅵは社会的条件（原因）と心理的プロセス（動機）をめぐって，他書ではあまりとりあげられていない多くの理論や研究を紹介している。「４：１理論」，「概念体系説（Conceptual System)」，「家族解体」，「同一化モデル説」，「Negative identity」等々。Ⅶはこれを引きつぎ，一旦非行を起こした者がその行動を定着していく過程について，「合理化」，「習慣化」，「集団化」等の面から説明している。Ⅷは以上を総括するような形で類型論をとりあげ，古典的類型論から管理や処遇のための類型論まで，数多くの理論を紹介し，最後にこれらの共通性に着目したワレンの類型に言及する。本書の特徴の一つと思われるものが，ⅨとⅩの処遇論である。著者は矯正の出身であり，戦後の我が国の行刑や少年矯正における科学化を目指して，分類・鑑別制度の推進に大きな貢献をされた一人である。矯正処遇の技術や施設処遇に対する深い心と知見と抱負がこの項の論述になったものと思われる。Ⅸは内外における多くの処遇実験を紹介しつつ，一つ一つの理論や技術の位置づけを示している。交流分析，行動変容法(行動療法)，GGI をはじめとするグループワークなどかこれに含まれる。Ⅹでは施設処遇の意義，施設処遇の意義，施設社会，施設化及び施設の改善方策にふれている。

全体をふりかえって，著者ほどの経歴，業績，知見を兼ねられた方は少ないと思う故に，また「はじめに」の中で「一筋のルート」の確立を試みるとその抱負を述べ

られたのである故に，もう少し大胆に著者自身の理論や提言をされてもよかったのではないかと，全編を通して示された適切豊富な資料や諸研究の紹介を前に，ふとそのように感じた。しかし，ひるがえって思えば，本書のような著書は，くりかえして読めば読むほど，いわゆるかめばかむほど味が出るように，深い示唆をおのずから読者の心底に与えるものを持っているのであろう，そこに著者のたくまざる，或いは，秘めた，意図があるのかもしれないと思った。

安香宏・麦島文夫編　**犯罪心理学**　有斐閣　昭和50年

有斐閣から大学双書として刊行されたものである。大学双書は，単に学生のみならず市民をも含め，生涯教育という社会の動向に応えるべく，各分野の「学問的体系や理論のもつ問題性を明確にするとともに‥‥最近の業績と，さらには，学際的研究の成果をも盛り込んだ斬新な体系書」を目指したものであって，本書はまさしく，このような双書にふさわしいものとなっている。

すなわち，編者２名を含む32名の優れた研究者が，それぞれに専攻の分野の知見を論述されており，質量ともに充実したものとなっている。たとえば第２編犯罪者と犯罪行動の第２章犯罪者の理解，第３章各種犯罪の理解では各節平均27冊の文献を引用し，豊富な資料を使って多種多様な研究を紹介，論評しているし，さらに「研究の紹介」欄を全編の随所に設けて計28の興味ある各種の情報を載せている。一口に言って，まさに犯罪心理学に関する「生涯教育」用の図書として格好のものである。以下，その他に気付いた点を二，三あげてみたい。

第一は，コーホート研究についてかなりの紙数をさいてその考え方，実例を述べている。同時出生（広義には卒業等同一体験）集団を対象として非行発生の追跡研究は，従来，他書ではあまりふれられていなかったものであるが，社会の動きの中で犯罪発生の状況を統計的に正確に把えることは，犯罪研究の基礎でもあり，同時に，さまざまの条件にてらしての詳細な犯罪動向把握は，犯罪研究の有力な方法でもあって，今後の発展，充実が期待される。「研究の紹介」で，特殊学級卒業生の精薄者の非行率（7.0%）を，普通学級卒業生のそれ（6.5%）と比較し，精薄者の非行について考究しておられるのもその一例である。

第二に，第２編第４章，犯罪の発生と認定において，捜査活動や裁判の過程における犯罪心理学の役割や実験について，類書に比してかなり詳しく述べておられる。特に刑罰の持つ抑止効果についての記述の中で，我が国の精神文化にみられる「甘え」にふれ，このような文化の中では，「罪障感」に注目すべきことが述べられている。すなわち，罪障感には，フロイドのいう「父に対する敵意ないし反抗に対する復讐・処罰への恐怖の内在化したもの」のほかに，「母に向けた敵意ないし反抗に対する復讐・処罰への恐怖が予期に反して与えられず，母の愛によって受け入れられ許された瞬間に起こる自発的な《悪かった》という気持(懺悔心)」があるといい，刑罰制度を論ずるに当っては，従来から刑罰の効果のみが一般予防と特別予防として論ぜられているのに対し，裁判が持つ「人を許す機能」の効果をも含めて論ずべきではないか，と提言しているが印象的である。

第三に，前述のように本書には数々の理論や研究や実験や事例が幅広く紹介されている。ドリフト理論，中和理論，ラベリング，リスク・テーキング，これに関連した「悪さ」の評定，コールバーグの道徳判断の発達水準，その他多くの，初心者にはあまり耳なれない事項や，比較的新しい研究など随所にとりあげられている。事項索引，人名索引なども豊富であって，使い方によっては，犯罪心理学事典ともなり得るような便利さがある。

第四に，本書は大学双書風に編集されたものではあるが，編者達は秘かに犯罪心理学の体系化，特にその学問としての理論づけに挑もうとしておられるように感じられた。全編の構成ならびに，特に第１編，犯罪心理学の基礎及び第３編，犯罪心理学の学問的性格と将来の課題に，その抱負がうかがえる。紙数の関係でその内容にふれるのはさけるが，学問論，科学論から考察を起こし，犯罪心理学の独自の体系を確立しようとする努力には敬意を表したい。

小林貞孝　**死刑囚と無期囚の心理**　金剛出版　昭和49年

東京拘置所医務部に勤務されたことのある著者はその若き日々の情熱を傾け，精力的に，死刑囚，無期囚，累犯受刑者達に対する面接，調査を行って，多くの優れた論文を発表されてきた。そのうちの数編を，自ら選択した論文集が本書である。前半には死刑囚と無期囚の研究論文を，後半にはその研究の発展としての一般的拘禁研究の論文を集めてあり，「反則学的研究」も後半の論文

の中にみられる。しかし，中でも印象的なのは前半の死刑囚，無期囚及び死刑が無期になるおそれの大きい重罪被告について，その拘禁反応の態様の相違を比較しながら，刻明に，拘禁反応のメカニズムを克明していく論究ぶりである。一口にいって，重罪被告の拘禁反応には一般に原始反応 や反応性もうろう 状態などきわめて 多彩で急激に起こる病状の動きの多い反応が多く，監獄爆発といわれている原始的爆発反応，レッケの昏迷，ガンゼル症状群，教科書に記載されているような典型的ヒステリーなどがみられ，これら諸症状の背景には，つねに不安定な動揺する感情状態がうかがえる。そして，重罪被告のうちある者は死刑囚に，ある者は無期囚になるが，ここで彼等の拘禁反応は大きく二つの様相に分化する。死刑囚のそれは，いわば重罪被告のそれの継続発展といったおもむきをそなえ，原始反応から反応性妄想にいたる拘禁反応の種々相をなしているが，重罪被告とちがった特徴として反応性躁状態があげられる。しばしば騒々しく，多弁で，歌い，笑い，冗談をとばし，抑制を欠いて興奮する。しかし，この反応性躁状態は，外界の影響をうけて変りやすくと きに 容易に うつ状態に変化しうる。無期囚の拘禁反応は，これがかって重罪被告として死刑囚と同じような傾向の反応を起こしていたとは思えないほど異る。彼等の多くにプリゾンゼーションが見られ，馴れた刑務所職員なら長期囚特有の刑務所ボケの状態としてすぐ見分けがつく。この状態は感情麻痺と退行の二つに分けられる。自主性は欠如し，職員への依存傾向が強い。

これら三者にみられる拘禁反応の差がどのような状況の差を反映しているかについて，重罪被告においては不安定な近い未来が，死刑囚においては確固として決定的な恐怖にみちた近い未来が，無期囚においては漠とした遠い未来の連続があるといえる‥‥。

このような 説明を つづけながら， さらに， 「拘禁反応は詐病か疾病か」をめぐって，いわゆる「準備要因＋心理体験＝心因反応」という図式にふれ，心的体験というものには反省的なものだけでなく意識されない非反省的なものがあり，また，準備要因とよばれているものにしても，体質，心的発達などでは充分にいいつくせない面を持ち，或る場合には準備要因の変化をさえ推測せざるを得ないこともあるので，心因反応はむしろ「状況因反応」とでも呼ぶべきではないかとしておられる。

こうした究明には，拘禁反応，心因反応をめぐる学問的興味を喚起するものが多いが，同時に，矯正施設内の人間生活の理解についても鋭い示唆を数多く提供しており，施設職員が体験的に知っている事がらに対して，一つの理論を与え，あるいは，修正をすら示唆するものがあるように思われる。数年前に発表されたものの集録であるけれども，今日においてもその価値を些かも減じていない優れた研究と思われる。かつて，ある死刑囚をめぐって，某精神鑑定医が冷情性精神病質と診断されたのに対し，この死刑囚の処遇に当られた某氏が，数々の実例をあげて，「死刑囚のアイドル」であったその人間性に溢れた諸相を語っておられたこと，この両者の理解の相違について，中部矯正医学会その他で問題となったことを思い出す。本書の論述からこの問題解明の手掛りが得られそうな気がする。

「あとがき」の中で 著者が学問に感情は 入れるべきでないとことわりつつ，極限状況におかれた人間の姿に直面しつつ行ってきた研究の体験から「はっきりと死刑反対の結論に到達した。」と 述べておられる ことばには，感銘を与えるものがあったし， また，「拘禁の研究をしてきて，私は現代社会が次第に監獄に似てきたことに，おそれを覚えている。」というくだりにもある 説得力を感じた。

まとめ

以上，犯罪や非行に関する最近刊行の優れた図書について，浅学を憶せず所感を述べさせていただいたが，4冊を読み終って改めて感じたことをいささかないものねだり的ではあるが追加させていただきたい。

第一に，これらの図書を通じ，最近の我が国における犯罪・非行の動向について，欧米，アジア・アフリカ諸国等との対比においてあまり深くふれるところがなかったように思われた。これは比較すべき資料の収集に困難の多いことは承知しているものの，可能な範囲での比較研究をどこかでとりあげてほしい気がした。それは我が国の犯罪・非行の解明に迫る手掛りになるかもしれず，同時に，犯罪というものの理解に，基礎的な知見を提供するものかもしれない。犯罪白書その他にも指摘されているように，多くの諸外国で近年，犯罪，非行が急増しているのに対して我が国のそれは比較的安定した動向を示していること，しかしながら極く最近，少年非行の趨勢等に若干憂うべき傾向のうかがわれること，これらはどのように理解されるべきなのであろうか。

第二に，犯罪者，非行者の処遇に関して，やはり，各国におけるさまざまな実績，実験，研究などの紹介をされる場合それらに対する総括的な評価についても，どこかでとりあげてほしかった。例えば，ギボン（D. G. Gibbons "Offender Typology-Two-Decades Later" British J. of Criminol. Vol. 15, No. 2, 1975)，ベ

イリー (W. C. Bailey "Correctional Outcome; An Evaluation of 100 Reports" J. of Criminal Law, Criminology & Police Science. Vol. 57, 1966), ローガン (C. H. Logan "Evaluation Research in Crime & Delinquency, A Reappraisal" J. of Criminal Law, Criminology & Police Science, Vol. 13, No. 1972), などに代表される刑事政策的に重要な諸論述についても紹介されておればと思われた。特に，これらの研究紹介を通じて議論のまととされる施設内処遇と社会内処遇との関係，その役割の分担などについて，積極的な意見，就中，施設処遇論の展開を見せて欲しかった。

第三に，以上と関連して，最近の刑事政策の動向に対して犯罪心理学の立場からの提言を何らかの形で示してほしかった。例えば，少年法の改正に関して言えば，少年年齢，審判手続き，処分の多様化などについて報ぜられているが，これに対して犯罪心理学の立場からの見解はどのようなものになるか。監獄法の改正，刑法の改正，いわゆるデクリミナリゼーション，被害者保障などについてはどうであろうか。こうした政策的な事がらに対して，あまり積極的な提言がみられないようであった。学問と政策の間に隔りのあることは無論であるけれども，応用心理学としての犯罪心理学ならば，こうした実践的課題，現代的課題，社会的課題に充分発言できるようなものでありたいと感じた次第である。

評者　法務総合研究所
奥　沢　良　雄